

# 上麻生東町内会会則

## 第1章 名称及び事務所

- 1条 本会は、上麻生東町内会と云い事務所を麻生区上麻生6-15-1  
(麻生水処理センター敷地内) 白根会館に置く  
白根会館とは、麻生水処理センター建設に際し、協力地元住民へ  
還元施設として建設された、麻生水処理センター会議室である。  
その使用に関し、川崎市建設局と当町内会は協定書を締結している。

## 第2章 設立の目的

- 2条 本会は、会員相互の親睦と融和をはかり、安全・安心を第一に住み良い  
環境の町づくりに、協力しあい、自主的に参加することを目的とする。

## 第3章 事業内容

- 3条 本会は、第2条の目的を達成するために、会長を統括として、  
次の事業部を置き、本会の、運営・推進にあたる。
- 1 総務部 会議の運営、庶務、渉外事項、福祉・文化の推進等々
  - 2 広報部 広報活動(広報紙・取材・撮影・掲示板管理)
  - 3 生活環境部 生活環境の改善、保健衛生関係
  - 4 防災部 非常時防災、交通安全、防犯・防火対策、その他

\*会長は、各事業部を統括、地域の各種団体、麻生区町会連合会、  
行政機関と、連絡を緊密に図り、本会運営の円滑化に努める

## 第4章 組織

- 4条 本会は、上麻生6丁目・7丁目に居住し、本会の目的に沿った各種行事等々に、  
賛同・参加する住民で構成される。但し、6丁目の1部地域(柿生駅前町内会に  
参加)及び7丁目の独立した、3自治会の居住者はのぞく。
- 5条 本会は、その運営上、亀井・仲村地区を設定する。  
地区の会員数に応じて、隣組を組織し、隣組の状況に合わせて地区担当理事を置き、  
本会は、構成される。

## 第5章 役員(理事・監事)・組長

- 6条 本会、役員を選任は、次の通りとする。
- 1 理事は、会員の互選とし、総会出席者の過半数を以て承認する。
  - 2 理事は、翌年度の会長1名・副会長2名・会計2名を互選して理事会で承認する。
  - 3 監事は、2名 会員の中から、推薦により、理事会で承認する。
  - 4 組長は、組ごと、会員の互選とする。
- 7条 役員・理事の任務は、次の通りとする。
- 1 会長は、本会を代表し、本会の運営を統括し、円滑化を図る。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長空席の時は、即時に代理する。
  - 3 会計は、一般会計・会館会計・資源回収会計及び、災害時特別準備金会計  
の経理を司る。
  - 4 理事は、本会の業務推進にあたり、4事業部に各々属する。  
各部理事は、部長を選任、その主導に従い、業務を推進する。
  - 5 監事は、本会の事業及び会計を監査する。
  - 6 地区担当理事は、担当地区の各組と連携を密にし、任に当る。
  - 7 組長は、組の会員を代表し、その業務を、執り行う。
- 8条 役員・理事の任期は、2年以内。但し、再任は妨げないとする。

※裏面あり

## 第6章 会議

- 9条 本会は、理事会、総会を、定例会として開催する。  
その他、必要に応じて、会長は会議を召集し、開催する事が出来る。
- 1 定例理事会は、毎月第1日曜日の開催を原則とする。
  - 2 定期総会は、毎年4月、第4日曜日の開催を原則とする。
  - 3 決議事項は、出席者の過半数を以て承認とする。

## 第7章 会計

- 10条 本会の経費は、会費、補助交付金、寄附金、事業収入その他、収入をもって、これに当てる。
- 11条 会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。
- 12条 本会の会員は、会費を納めなければならない。  
会費は月額250円、月割りとし、金額変更は、理事会で決め総会の承認を受ける。

## 第8章 会則・細則の改廃

- 13条 本会則の改廃は、総会の決議による。
- 14条 本会則は、その運営に当たり、必要ある時、細則を定める。  
改廃は、総会出席者の過半数を以て、承認とする。  
細則は、理事会の承認を経て施行される。

## 付 則

本会則は平成16年4月1日から施行する。  
本会則は平成19年4月1日から改正施行する。  
本会則は平成29年4月23日から改正施行する。  
本会則は令和2年4月5日から改正施行する。